

議案第48号

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正 について

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成19年木津川市条例第202号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年8月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）」の公布により「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の一部が改正され、公布の日（令和元年6月14日）から起算して6月を経過した日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成19年木津川市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の公布の日（令和元年6月14日）から起算して6月を経過した日（令和元年12月14日）から施行する。

参考資料（議案第48号）

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| (新) | (旧) |
|--|--|
| 第1条～第3条 (略) | 第1条～第3条 (略) |
| (欠格事項) | (欠格事項) |
| 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 | 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 |
| <u>(1)</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 | <u>(1)</u> 成年被後見人又は被保佐人 |
| <u>(2)</u> 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 | <u>(2)</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 |
| <u>(3)</u> (略) | <u>(3)</u> 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 |
| (分限) | <u>(4)</u> (略) |
| 第5条 (略) | 第5条 (略) |
| 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 | 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 |
| (1) 前条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 | (1) 前条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 |
| (2) (略) | (2) (略) |
| 第6条～第15条 (略) | 第6条～第15条 (略) |

政策等の形成過程の説明資料

| | | |
|----------------------------|---|-------------------------------|
| 議 案 名 | 議案第48号 木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について | |
| 担 当 課 | 危機管理課 消防防災係 | |
| 提案事項の概要等 (必要性、効果等) | <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の公布により地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部が改正され、公布の日(令和元年6月14日)から起算して6月を経過した日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> | |
| 提案に至るまでの経緯 | <ul style="list-style-type: none"> 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布(令和元年6月14日) 課内で協議・検討を行い、改正案を策定。 | |
| 市民参加の状況 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 市総合計画の位置付け | 基本方針 | 5 災害などから市民を守り、安心・安全に暮らせるまちづくり |
| | 政策分野 | 11 防災・減災 |
| | 施 策 | ② 地域防災 ア. 危機管理体制の強化 |
| 概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円) | <input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度) | |
| 将来にわたる効果及び 経費の状況 | <p>成年後見制度を利用されている方が、一律に消防団員から排除されることがなくなります。</p> <p>経費は特に必要ありません。</p> | |